

内閣参質二〇八第二号

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員有田芳生君提出ヘイトクラインムに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出ヘイトクライムに關する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「ヘイトクライム」については、政府として、その定義について特定の見解を有しておらず、また、御指摘の「量刑が加重される場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、刑罰の在り方については、広く我が国の刑事司法制度全体の枠組みの中で慎重に検討すべき事柄であり、刑事司法制度が異なる我が国と諸外国とを単純に比較することは適当ではないと考えている。

二について

御指摘の「差別的な動機」及び「捜査マニュアル」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知している。

四について

警察においては、警察学校において外国人の人権を含む人権に関する教育を行うなど、警察職員に対する外国人の人権に関する教育について必要な取組を実施している。